

○特例特定遊興飲食店営業者の認定

(第 31 条の 23)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日

令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 4 月 4 日

令和 7 年 6 月 28 日 令和 7 年 11 月 28 日

審査基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 31 条の 23 において準用する第 10 条の 2 第 1 項
処分の概要	特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 31 条の 23 において準用する第 10 条の 2 第 2 項(認定申請の手続) 風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 21 条において準用する第 5 条(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類) 風営適正化法施行規則第 92 条において準用する第 24 条(特定遊興飲食店営業者の認定の基準)、第 93 条(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続)
審査基準	風営適正化法第 31 条の 23 において準用する第 10 条の 2 第 1 項第 2 号「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標準処理期間	別紙参照
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
備考	法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」(令和 7 年 11 月 28 日警察庁生活安全局)第 16 及び第 26 を参照すること。

別紙

[別紙参照]